

## 永平寺町 IoT 推進ラボ 規約

### (名称)

第1条 本ラボは、永平寺町 I o T 推進ラボ（以下、「ラボ」という。）という。

### (事務局)

第2条 ラボの事務局をえい坊くんのまちづくり株式会社に置く。

### (目的)

第3条 ラボは、自動走行実証実験事業などを通して、町内企業等の I o T 利活用及び新サービスの創出を推進し、自動走行の実用化などに向けて取り組むとともに町の発展に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 ラボは、前条の目的を達成するため、次に事業及び活動を行うものとする。

- (1) 自動走行関連研究やその他 I o T に関するセミナー・勉強会の開催
- (2) 自動走行関連技術についての研究のための情報収集及び情報発信
- (3) I o T に関する企業間のネットワーク形成
- (4) I o T に関するメンター派遣やビジネスマッチングの実施
- (5) その他、ラボの目的達成のために必要な事業及び活動

### (会員)

第5条 ラボの会員は、ラボの目的及び事業並びに活動に賛同する企業（個人事業主を含む）、各種団体、学術研究機関（教育機関を含む）、経済団体、産業支援機関、特定非営利活動法人、その他ラボの趣旨に賛同する組織等をもって構成する。

- 2 登録された会員は、町内各小中学校や各種団体、地域等において I o T の普及活動に貢献すること。

(入退会)

第6条 ラボの入会にあたっては、別に定める入会申込書を事務局へ提出するものとする。

2 退会を希望する場合は、退会届（任意様式）を事務局に提出するものとする。

3 違法行為、公序良俗に反する行為等があった場合は、会員の資格を失うものとする。

(名義の使用)

第7条 事務局は、ラボ会員が主催する第4条に掲げる事業であって、公益性が

認められる取り組みについては、「永平寺町IoT推進ラボ」の後援等での名義使用及びロゴマーク使用を認めることができる。

附則

この規約は、平成29年12月14日から施行する。